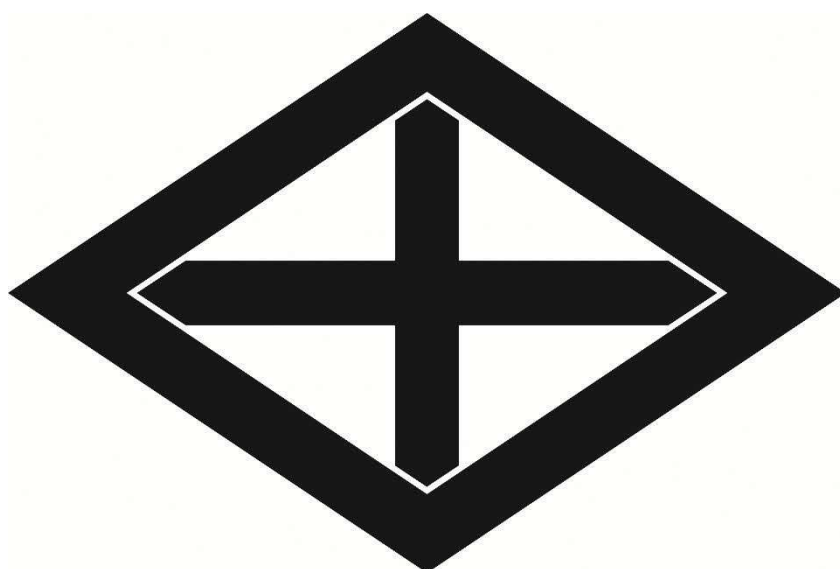


新十津川町
証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業
企画提案説明書



令和6年7月
新十津川町

1 業務概要

(1) 事業名

証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「新十津川町証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル企画提案仕様書」を参照のこと。

(3) 納入期限

令和6年12月27日（金）

(4) 予算上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

3,597千円（導入費用、運用経費及び令和9年3月分までの保守経費を含む。）

(5) 発注者

新十津川町

2 企画提案をしようとする者に必要な資格

(1) 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を円滑に遂行するために必要な財産的基礎を有すること。

(2) キャッシュレス決済についての相当の知識及び経験を有していること。また、本業に関するノウハウ及び知見並びに事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する担当者を配置できること。

(3) 法人又はその代表者が、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 新十津川町反社会的勢力排除条例（平成24年新十津川町条例第16号）第2条第1号に規定する反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されている者でないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 新十津川町の税

(イ) 法人税

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 スケジュール

内容	日程・期限
公告・募集要領などの配布	令和6年7月5日（金）～7月19日（金）
参加表明書提出期間	令和6年7月5日（金）～7月19日（金）
質問書の提出期間	令和6年7月5日（金）～7月12日（金）
質問の回答	令和6年7月17日（水）
参加資格確認通知	令和6年7月23日（火）
企画提案書等の提出	令和6年7月29日（月）
ヒアリングの実施	令和6年8月6日（火）
選定結果の通知	令和6年8月下旬予定
契約締結	令和6年9月上旬予定

4 手続等

(1) 参加表明書

企画提案をしようとする者は、次のとおり参加表明書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出期間 令和6年7月5日（金）から7月19日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

北海道新十津川町住民課戸籍保険グループ（担当：山下）

住 所 〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1

電話番号 0125-76-2130（直通）

ウ 添付書類

(ア) 会社概要書（様式第2号）

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第3号）

(ウ) 誓約書（様式第4号）

(エ) 同種または類似業務実績表（様式第5号）

(オ) 納税証明書（税務署納税証明書様式その3の3）

エ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによる）

(2) 質疑及び回答

参加表明書の提出等に当たり、質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式第6号）を提出すること。なお、回答は、令和6年7月17日（水）に電子メールにて回答するほか、町ホームページに掲載する。

ア 提出期間 令和6年7月5日（金）から7月12日（金）午後1時まで（必着）

イ 提出先 (1) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール（juminka@town.shintotsukawa.lg.jp）により提出すること。なお、件名は「新十津川町キャッシュレス決済導入事業質疑」とすること。

(3) 参加資格確認通知

令和6年7月23日（火）までに、企画提案の可否について参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 企画提案書

参加資格確認通知により企画提案を認められた者は、次のとおり企画提案書を提

出すること。

ア 提出部数 6部

書類はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ダブルクリップ等で留めてください（ホチキス不可）。

イ 提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先 （1）に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによる）

オ 作成上の留意事項

別紙「新十津川町証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル企画提案仕様書」及び「新十津川町証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照のこと。

(5) 参考見積書

企画提案書の提出とともに、次のとおり参考見積書（様式第7-1号、様式第7-2号及び様式第7-3号）を提出すること。

ア 提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時（必着）

イ 提出先 （1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによる）

5 受注者の決定方法

次のとおり審査会を開催し、決定する。

(1) 日時

令和6年8月6日（火）午前10時から午後0時まで

(2) 場所

新十津川町役場

(3) 企画提案者からのプレゼンテーション

企画内容、考え方等について企画提案者がプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは、説明時間（提案及びデモ等）については30分を限度とし、説明後、質疑応答を10分程度とし合計40分程度とする（提案事業者数によって、説明時間を短くする場合あり）。

(4) 審査基準

企画提案は、別紙審査項目について審査し判断する。

(5) 審査体制

新十津川町職員等により構成する審査会が審査を行う。

(6) 審査結果

ア 審査会の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。

イ 審査結果については、企画提案者に通知するとともに、町ホームページにおいて、優先交渉事業者の掲載を行う。

ウ 企画提案者が1者の場合においても、審査基準に基づき審査会において審査を行う。

6 契約方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本業務の受注者についてはキャッシュレス決済端末、POSレジその他の必要な機器の調達及び設定並びに操作研修の実施など、運用に必要となる知識や豊富な経験が必要であるとともに、導入後に係る維持経費や決済ブランドの手数料率などを踏まえると、本業務の最適な処理方法や仕様について機器の価格のみで一律に判断することは困難である。

このため、限られた予算の範囲内で最大限の成果をあげるためには、予算上限額を提示した上で、意欲ある事業者等に対して企画提案を求め、最大限の効果が期待される企画提案を選定することが最適と判断し、公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により随意契約とする。

7 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成及び提示をする。

8 契約に関する基本事項

契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) その他

既に補助金等を受けている事業について、それと同一の対象範囲の事業については、本事業の対象とはならない。

9 その他

(1) 無効となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び添付書類並びに企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

ア 提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。

イ 5の審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案者の選定以外に、また、企画提案書は企画受注者の決定以外に無断で使用しないものとする。

エ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

オ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却するものとする。

カ 提出された書類は、企画提案者及び受注者の決定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。

キ 新十津川町は、受注者として選定された事業者を公表できるものとする。

ク 新十津川町は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために新十津川町より受領した資料は、新十津川町の了解なく公表し、及び使用することはできないものとする。